

(第46号議案)

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第32条 (略) (扶養手当についての適用除外) 第32条の2 第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第32条の3～第34条 (略) 附則 (略) 別表第1～別表第3 (略)	第1条～第32条 (略) (扶養手当及び住居手当についての適用除外) 第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第32条の3～第34条 (略) 附則 (略) 別表第1～別表第3 (略)
附則 <u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 <u>(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)</u>	
2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年中野区条例第37号)の一部を次のように改正する。 附則第22条第8項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。	

【附則第2項関係】地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第10条 (略) 附則 第1条～第21条 (略) (中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等) 第22条 (略) 2～7 (略) 8 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 (略)	第1条～第10条 (略) 附則 第1条～第21条 (略) (中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等) 第22条 (略) 2～7 (略) 8 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 (略)